

京都府教育委員会と

「遺贈・相続寄附に関する連携協定」を締結！

京都銀行（頭取 安井 幹也）は、本日（2026年6月11日（木））、京都府教育委員会と「遺贈・相続寄附に関する連携協定」を締結しましたのでお知らせいたします。

本協定の締結により、当行は同委員会と連携し、遺贈または相続財産の寄附等を希望されるお客さまの社会貢献に対する思いに応えてまいります。

当行では、今後もお客さまの課題解決や多様化するニーズにお応えできるよう、お客さまのライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

記

1. 協定内容

- （1）京都府委員会は、同委員会へ遺贈または相続財産の寄附を希望される方に対して、相談先として当行を紹介します。
- （2）当行は、ご紹介いただいた方に対し、諸手続きの案内等を行います。また、社会貢献を目的に遺贈・相続財産の寄附を検討されているお客さまに対し、京都府教育委員会を紹介いたします。

2. 締結日

2026年6月11日（木）

以 上